

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

(平成十二年三月二十九日政令第百三十八号)

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種指定化学物質）

第一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

（第二種指定化学物質）

第二条 法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。

（業種）

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 金属鉱業
- 二 原油及び天然ガス鉱業
- 三 製造業
- 四 電気業
- 五 ガス業
- 六 熱供給業
- 七 下水道業
- 八 鉄道業
- 九 倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）
- 十 石油卸売業
- 十一 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）
- 十二 自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）
- 十三 燃料小売業
- 十四 洗濯業
- 十五 写真業
- 十六 自動車整備業
- 十七 機械修理業

- 十八 商品検査業
- 十九 計量証明業（一般計量証明業を除く。）
- 二十 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）
- 二十一 産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）
- 二十二 医療業
- 二十三 高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
- 二十四 自然科学研究所

（第一種指定化学物質等取扱事業者の要件）

第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であって、特定第一種指定化学物質（別表第一第十七号、第五十一号、第七十五号、第九十九号、第一百十二号、第一百二十号、第一百八十六号、第二百六号、第二百七十八号、第三百二十五号、第三百四十六号、第三百五十三号、第三百五十五号、第三百七十五号、第三百七十八号、第三百九十三号、第四百二十八号、第四百四十四号、第四百四十八号、第四百五十二号、第四百五十七号、第四百五十九号及び第四百六十四号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のもののいずれかの質量（その第一種指定化学物質が次の（１）から（１９）までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（１）から（１９）までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質質量」という。）が一トン以上である事業所を有していること。

- （１） 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
- （２） 別表第一第四十八号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
- （３） 別表第一第六十二号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
- （４） 別表第一第一百五号に掲げる第一種指定化学物質 銀
- （５） 別表第一第一百十一号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- （６） 別表第一第一百五十六号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
- （７） 別表第一第一百六十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- （８） 別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- （９） 別表第一第二百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- （１０） 別表第一第二百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム
- （１１） 別表第一第二百七十七号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- （１２） 別表第一第二百七十九号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム
- （１３） 別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質 テルル
- （１４） 別表第一第三百十四号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- （１５） 別表第一第三百六十三号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- （１６） 別表第一第四百十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- （１７） 別表第一第四百五十八号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素

- (18) 別表第一第四百六十五号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- (19) 別表第一第五百五号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
- ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）のいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次の（１）から（６）までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（１）から（６）までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質量」という。）が〇・五トン以上である事業所を有していること。
- (1) 別表第一第九十九号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
- (2) 別表第一第百十二号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (3) 別表第一第三百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- (4) 別表第一第三百五十五号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (5) 別表第一第三百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- (6) 別表第一第四百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- ハ 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設を設置していること。
- ニ 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。
- ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。
- ヘ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。
- 二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）

第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

（法第二条第六項の政令で定める要件）

第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第

二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

(審議会等で政令で定めるもの)

第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

(手数料の額等)

第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円
 - 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付 一個につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円（法第十条第二項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあっては、二百メガバイトまでごとに九百円）を加えた額
 - 三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。） 一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあっては、二百メガバイトまでごとに八百八十円）を加えた額
- 2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。
- 3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

(磁気ディスクによる届出又は請求の方法)

第九条 磁気ディスク（法第二十条第一項に規定する磁気ディスクをいう。以下同じ。）により法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあつては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあつては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第十条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

附 則 〔抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十二年三月三十日）から施行する。

(経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

附 則 〔平成十二年六月七日政令第三百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 〔平成十三年三月二十二日政令第五十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十三年十二月二十八日政令第四百四十一号〕

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

附 則 〔平成十四年十二月十八日政令第三百八十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十五年一月三十一日政令第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附 則 〔平成十六年三月十九日政令第四十七号〕

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 〔平成十六年十月二十七日政令第三百二十八号〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分（鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。）第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為（旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

附 則 〔平成二十年十一月二十一日政令第三百五十六号〕

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、平成二十二年度以降において把握すべき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項に規

定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量（以下「排出量等」という。）並びに平成二十三年度以降において届け出るべき排出量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき排出量等及び平成二十二年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

附 則　〔令和元年六月二十八日政令第四十四号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則　〔令和元年十二月十三日政令第百八十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則　〔令和三年十月二十日政令第二百八十八号〕

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2　この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第二項の規定に基づき令和六年度以降において届け出るべき同条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量（以下「排出量等」という。）について適用し、同条第二項の規定に基づき令和五年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

附 則　〔令和五年十二月二十七日政令第三百八十二号〕

この政令は、公布の日の翌日（令和五年十二月二十八日）から施行する。

別表第一（第一条、第四条関係）

一	亜鉛の水溶性化合物
二	亜鉛＝ビス（二－メチルプロパー二－エノアート）
三	アクリルアミド
四	アクリル酸エチル
五	アクリル酸二－エチルヘキシル

- 六 アクリル酸及びその水溶性塩
- 七 アクリル酸二ー（ジメチルアミノ）エチル
- 八 アクリル酸重合物
- 九 アクリル酸ブチル
- 十 アクリル酸メチル
- 十一 アクリロニトリル
- 十二 アクロレイン
- 十三 アジピン酸、（Nー（二ーアミノエチル）エタンーー・二ージアミン又はN・N'ービス（二ーアミノエチル）エタンーー・二ージアミン）と二ー（クロロメチル）オキシランの重縮合物
- 十四 アジピン酸ジー二ーエチルヘキシル
- 十五 アセチルアセトン
- 十六 ーアセチルーー・二・三・四ーテトラヒドロ三ー〔（三ーピリジルメチル）アミノ〕ー六ー〔一・二・二・二ーテトラフルオローーー（トリフルオロメチル）エチル〕キナゾリンー二ーオン（別名ピリフルキナゾン）
- 十七 アセトアルデヒド
- 十八 アセトンシアノヒドリン
- 十九 アセナフテン
- 二十 アニリン
- 二十一 二ーアミノエタノール
- 二十二 五ーアミノー四ークロロ二ーフェニルピリダジン三（二H）ーオン（別名クロリダゾン）
- 二十三 五ーアミノーー〔二・六ージクロロ四ー（トリフルオロメチル）フェニル〕ー三ーシアノ四ー〔（トリフルオロメチル）スルフィニル〕ピラゾール（別名フィプロニル）
- 二十四 オルトーアミノフェノール
- 二十五 パラーアミノフェノール
- 二十六 四ーアミノ六ーターシャリーブチル三ーメチルチオーー・二・四ートリアジン五（四H）ーオン（別名メトリブジン）
- 二十七 四ーアミノ三ーメチル六ーフェニルーー・二・四ートリアジン五（四H）ーオン（別名メタミトロン）
- 二十八 アリルアルコール
- 二十九 ーアリルオキシ二・三ーエポキシプロパン
- 三十 三ーアリルオキシー・二ーベンゾイソチアゾールーー・ーージオキシド（別名プロベナゾール）
- 三十一 四ーアリルーー・二ージメトキシベンゼン
- 三十二 アリル＝ヘキサノアート
- 三十三 アリル＝ヘプタノアート
- 三十四 アルカノール（炭素数が十のものに限る。）（別名デカノール）
- 三十五 〔（三ーアルカンアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ〕アセタート（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）及び（Z）ー〔〔三ー（オクタデカ九ーエンアミド）プロピル〕（ジメチル）アンモニオ〕アセタート並びにこれらの混合物

三十六 (三-アルカンアミドプロピル) (メチル) [二- (アルカノイルオキシ) エチル] アンモニウム=クロリド (アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)

三十七 アルカン-アミン (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)、 (Z)-オクタデカ-九-エン-アミン及び (九Z・一二Z)-オクタデカ-九・一二-ジエン-アミン並びにこれらの混合物

三十八 アルカン-アミン (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。) のオキシラン重付加物、 (Z)-オクタデカ-九-エン-アミンのオキシラン重付加物及び (九Z・一二Z)-オクタデカ-九・一二-ジエン-アミンのオキシラン重付加物の混合物

三十九 アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-二-ジイル) (アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が千未満のものに限る。) 及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-二-ジイル) (アルケニル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が千未満のものに限る。) 並びにこれらの混合物

四十 アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ [オキシエタン-二-ジイル/オキシ (メチルエタン-二-ジイル)] (アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が九から十一までのものの混合物 (当該アルキル基の炭素数が十のものを主成分とするものに限る。)) に限る。)

四十一 アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が九から十一までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が千未満のものに限る。)

四十二 アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が九のものに限る。)

四十三 パラ-アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が八のものに限る。)

四十四 アルキル (ベンジル) (ジメチル) アンモニウムの塩 (アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。)

四十五 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。)

四十六 アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) (別名ホセチル又はホセチルアルミニウム)

四十七 安息香酸ベンジル

四十八 アンチモン及びその化合物

四十九 アントラセン

五十 アントラセン-九・一〇-ジオン (別名アントラキノン)

五十一 石綿

五十二 アルファ (イソシアナトベンジル) -オメガ (イソシアナトフェニル) ポリ [(イソシアナトフェニレン) メチレン]

五十三 三-イソシアナトメチル-三・五・五-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート

五十四 イソプレレン

五十五 四・四'-イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノール A)
 五十六 イソプロピル=三-クロロカルバニラート (別名クロルプロファム又はIPC)
 五十七 三-(四-イソプロピルフェニル)-二-メチルプロパナール
 五十八 四-イソプロピル-三-メチルフェノール
 五十九 イソプロピル=二-(四-メトキシビフェニル-三-イル) ヒドラジノホルマート (別名ビフェナゼート)
 六十 三'-イソプロポキシ-二-トリフルオロメチルベンズアニリド (別名フルトラニル)
 六十一 一・一'- (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン=トリアセタート (別名イミノクタジン酢酸塩)
 六十二 インジウム及びその化合物
 六十三 エチリデンノルボルネン
 六十四 エチル=二-[四-(六-クロロ-二-キノキサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名キザロホップエチル)
 六十五 エチルシクロヘキサン
 六十六 五-エチル-五・八-ジヒドロ-八-オキソ-[一・三] ジオキソロ [四・五-g] キノリン-七-カルボン酸 (別名オキシリニック酸)
 六十七 N-エチル-N・N-ジメチルテトラデカン-一-アミニウムの塩
 六十八 O-エチル=O-(六-ニトロ-メタ-トリル) =セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート (別名ブタミホス)
 六十九 O-エチル=O-四-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名EPN)
 七十 N-(一-エチルプロピル)-二・六-ジニトロ-三・四-キシリジン (別名ペンディメタリン)
 七十一 S-エチル=ヘキサヒドロ-一H-アゼピン-一-カルボチオアート (別名モリネート)
 七十二 エチル=(Z)-三-[N-ベンジル-N-[[メチル (一-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
 七十三 エチルベンゼン
 七十四 O-エチル=S-一-メチルプロピル=(二-オキソ-三-チアゾリジニル) ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート)
 七十五 エチレンオキシド
 七十六 エチレングリコールモノエチルエーテル
 七十七 エチレングリコールモノブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)
 七十八 エチレングリコールモノメチルエーテル
 七十九 エチレンジアミン
 八十 エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
 八十一 N・N'-エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン (別名マンネブ)
 八十二 N・N'-エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガンとN・N'-エチレンビス (ジチオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物 (別名マンコゼブ又はマンゼブ)

八十三 一・一'-エチレン-二・二'-ビピリジニウム=ジブロミド (別名ジクアトジブロミド又はジクワット)
 八十四 (四-エトキシフェニル) [三-(四-フルオロ-三-フェノキシフェニル) プロピル] ジメチルシラン (別名シラフルオフエン)
 八十五 二-(四-エトキシフェニル) -二-メチルプロピル=三-フェノキシベンジルエーテル (別名エトフェンプロックス)
 八十六 エピクロロヒドリン
 八十七 一・二-エポキシブタン
 八十八 一・二-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)
 八十九 塩化パラフィン (炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)
 九十 塩化直鎖パラフィン (炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物に限る。)
 九十一 塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
 九十二 オキサシクロヘキサデカン-二-オン
 九十三 四・四'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
 九十四 一-オクタノール
 九十五 オクタブロモジフェニルエーテル
 九十六 オクタメチルシクロテトラシロキサン
 九十七 過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩
 九十八 過酢酸
 九十九 カドミウム及びその化合物
 百 カリウム=ジエチルジチオカルバマート
 百一 二・四-キシレノール
 百二 二・六-キシレノール
 百三 キシレン
 百四 キノリン
 百五 銀及びその水溶性化合物
 百六 クメン
 百七 グリオキサー
 百八 グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩
 百九 グルタルアルデヒド
 百十 クレゾール
 百十一 クロム及び三価クロム化合物
 百十二 六価クロム化合物
 百十三 クロロアニリン
 百十四 一-(二-クロロイミダゾ [一・二-a] ピリジン-三-イルスルホニル) -三-(四・六-ジメトキシピリミジン-二-イル) 尿素 (別名イマゾスルフロン)
 百十五 二-クロロ-四-エチルアミノ-六-イソプロピルアミノ-一・三・五-トリアジン (別名アトラジン)
 百十六 二-(四-クロロ-六-エチルアミノ-一・三・五-トリアジン-二-イル) アミノ-二-メチルプロピオニトリル (別名シアナジン)

百十七 四クロロ三エチル一一メチルN〔四（パラトリルオキシ）ベンジル〕ピラゾール五カルボキサミド（別名トルフェンピラド）

百十八 ニクロロ二'エチルN（二メトキシ一一メチルエチル）一六'メチルアセトアニリド（別名メトラクロール）

百十九 ニクロロ二'エチルN〔（一S）二メトキシ一一メチルエチル〕一六'メチルアセトアニリド及びニクロロ二'エチルN〔（一R）二メトキシ一一メチルエチル〕一六'メチルアセトアニリドの混合物（ニクロロ二'エチルN〔（一S）二メトキシ一一メチルエチル〕一六'メチルアセトアニリドの含有率が八十重量パーセント以上のものに限る。）（別名Sメトラクロール）

百二十 クロロエチレン（別名塩化ビニル）

百二十一 三クロロN（三クロロ五トリフルオロメチルニピリジル）一アルファ・アルファ・アルファトリフルオロ二・六ジニトロパラートルイジン（別名フルアジナム）

百二十二 一〔〔二〔二クロロ四（四クロロフェノキシ）フェニル〕一四メチル一・三ジオキサランニイル〕メチル〕一H一・二・四トリアゾール（別名ジフェノコナゾール）

百二十三 クロロ酢酸

百二十四 ニクロロ二'・六'ジエチルN（二プロポキシエチル）アセトアニリド（別名プレチラクロール）

百二十五 ニクロロ二'・六'ジエチルN（メトキシメチル）アセトアニリド（別名アラクロール）

百二十六 三（四クロロ五シクロペンチルオキシニフルオロフェニル）一五イソプロピリデン一・三オキサゾリジン二・四ジオン（別名ペントキサゾン）

百二十七 五クロロ二（二・四ジクロロフェノキシ）フェノール（別名トリクロサン）

百二十八 （RS）一五クロロN（一・三ジヒドロ一・一・三トリメチルイソベンゾフラン一四イル）一・三ジメチル一Hピラゾール一四カルボキサミド（別名フラメトピル）

百二十九 一クロロ一・一ジフルオロエタン（別名HCF C一四二b）

百三十 クロロジフルオロメタン（別名HCF C二二）

百三十一 三'クロロ四・四'ジメチル一・二・三チアジアゾール一五カルボキサニリド（別名チアジニル）

百三十二 （RS）二クロロN（二・四ジメチル三チエニル）N（二メトキシ一一メチルエチル）アセトアミド（別名ジメテナミド）

百三十三 （S）二クロロN（二・四ジメチル三チエニル）N（二メトキシ一一メチルエチル）アセトアミド（別名ジメテナミドP）

百三十四 三クロロN（四・六ジメトキシピリミジンニイルカルバモイル）一一メチル四（五メチル五・六ジヒドロ一・四・二ジオキサジン三イル）ピラゾール一五スルホンアミド（別名メタゾスルフロン）

百三十五 三ー（二ークロローー・三ーチアゾールー五ーイルメチル）ー五ーメチルーNーニトローー・三・五ーオキサジアジナンー四ーイミン（別名チアメトキシサム）
 百三十六 （E）ーー（二ークロローー・三ーチアゾールー五ーイルメチル）ー三ーメチルー二ーニトログアニジン（別名クロチアニジン）
 百三十七 二ークロローー・ー・ー・二ーテトラフルオロエタン（別名H C F Cー一二四）
 百三十八 クロロトリフルオロエタン（別名H C F Cー一三三）
 百三十九 （R S）ー二ー（四ークロローオルトートリルオキシ）プロピオン酸（別名メコプロップ）
 百四十 二ークロローー四・六ービス（エチルアミノ）ーー・三・五ートリアジン（別名シマジン又はC A T）
 百四十一 トランスーNー（六ークロロー三ーピリジルメチル）ーN'ーシアノーNーメチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）
 百四十二 ー（六ークロロー三ーピリジルメチル）ーNーニトロイミダゾリジンー二ーイリデンアミン（別名イミダクロプリド）
 百四十三 三ー（六ークロロピリジンー三ーイルメチル）ーー・三ーチアゾリジンー二ーイリデンシアナミド（別名チアクロプリド）
 百四十四 四ー（二ークロロフェニル）ーNーシクロヘキシルーNーエチルー四・五ージヒドロ五ーオキソーHーテトラゾールーーカルボキサミド（別名フェントラザミド）
 百四十五 （R S）ーーパラクロロフェニルー四・四ージメチルー三ー（ーHーー・二・四ートリアゾールーーイルメチル）ペンタンー三ーオール（別名テブコナゾール）
 百四十六 パラクロロフェノール
 百四十七 三ークロロプロペン（別名塩化アリル）
 百四十八 ー（二ークロロベンジル）ー三ー（ーメチルーーフェニルエチル）尿素（別名クミルロン）
 百四十九 クロロベンゼン
 百五十 クロロペンタフルオロエタン（別名C F Cー一一五）
 百五十一 クロロホルム
 百五十二 二ー〔二ークロロー四ーメシルー三ー〔（テトラヒドロフランー二ーイルメトキシ）メチル〕ベンゾイル〕シクロヘキサンーー・三ージオン（別名テフリルトリオン）
 百五十三 三ー（二ークロロー四ーメシルベンゾイル）ー四ーフェニルスルファニルビシクロ〔三・二・一〕オクター三ーエンー二ーオン（別名ベンズビシクロン）
 百五十四 クロロメタン（別名塩化メチル）
 百五十五 （E）ーNー〔二ークロロー五ー〔ー（六ーメチルピリジンー二ーイルメトキシイミノ）エチル〕ベンジル〕カルバミン酸メチル（別名ピリベンカルブ）
 百五十六 コバルト及びその化合物
 百五十七 酢酸二ーエトキシエチル（別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート）
 百五十八 酢酸ビニル
 百五十九 酢酸ヘキシル

百六十 酢酸二-メトキシエチル (別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
 百六十一 サリチル酸メチル
 百六十二 トランス- (二-シアノ-二-メトキシイミノアセチル) -三-エチル尿素 (別名シモキサニル)
 百六十三 四・四'-ジアミノジフェニルエーテル
 百六十四 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)
 百六十五 ジイソプロピルナフタレン
 百六十六 ジエタノールアミン
 百六十七 O-二-ジエチルアミノ-六-メチルピリミジン-四-イル=O・O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)
 百六十八 N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-四-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
 百六十九 N・N-ジエチル-三- (二・四・六-トリメチルフェニルスルホニル) -一H-一・二・四-トリアゾール-一-カルボキサミド (別名カフェンストロール)
 百七十 ジエチレングリコールモノブチルエーテル
 百七十一 四塩化炭素
 百七十二 一・四-ジオキサシクロヘプタデカン-五・一七-ジオン
 百七十三 一・四-ジオキサン
 百七十四 一・三-ジカルバモイルチオ-二- (N・N-ジメチルアミノ)-プロパン (別名カルタップ)
 百七十五 シクロヘキサ-一-エン-一・二-ジカルボキシイミドメチル= (一RS) -シス-トランス-二・二-ジメチル-三- (二-メチルプロパ-一-エニル) シクロプロパンカルボキシラート (別名テトラメトリン)
 百七十六 シクロヘキサン
 百七十七 シクロヘキシリデン (フェニル) アセトニトリル
 百七十八 シクロヘキシルアミン
 百七十九 シクロヘキセン
 百八十 ジクロロアニリン
 百八十一 一・二-ジクロロエタン
 百八十二 一・一-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)
 百八十三 一・二-ジクロロエチレン
 百八十四 四・五-ジクロロ-二-オクチルイソチアゾール-三 (二H) -オン
 百八十五 三・四-ジクロロ-二'-シアノ-一・二-チアゾール-五-カルボキサニリド (別名イソチアニル)
 百八十六 三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン
 百八十七 ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-一二)
 百八十八 三・五-ジクロロ-N- (一・一-ジメチル-二-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)
 百八十九 ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-一一四)
 百九十 二・二-ジクロロ-一・一・一-トリフルオロエタン (別名HCFC-一二三)
 百九十一 二'・四-ジクロロ-アルファ・アルファ・アルファ-トリフルオロ-四'-ニトロ-メタ-トルエンスルホンアニリド (別名フルスルファミド)

百九十二 O- (二・六-ジクロロ-パラ-トリル) =O・O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名トルクロホスメチル)
 百九十三 二- [四- (二・四-ジクロロ-メタ-トルオイル) -一・三-ジメチル-五-ピラゾリルオキシ] -四-メチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ)
 百九十四 三- (三・五-ジクロロフェニル) -N-イソプロピル-二・四-ジオキソイミダゾリジン-一-カルボキサミド (別名イプロジオン)
 百九十五 一- (二・四-ジクロロフェニル) -N- (二・四-ジフルオロフェニル) -N-イソプロピル-五-オキソ-四・五-ジヒドロ-一H-一・二・四-トリアゾール-四-カルボキサミド (別名イプフェンカルバゾン)
 百九十六 N- (三・五-ジクロロフェニル) -一・二-ジメチルシクロプロパン-一・二-ジカルボキシミド (別名プロシミドン)
 百九十七 三- (三・四-ジクロロフェニル) -一・一-ジメチル尿素 (別名ジウロン又はDCMU)
 百九十八 (二RS・四RS) -一- [二- (二・四-ジクロロフェニル) -四-プロピル-一・三-ジオキソラン-二-イルメチル] -一H-一・二・四-トリアゾール及び (二RS・四SR) -一- [二- (二・四-ジクロロフェニル) -四-プロピル-一・三-ジオキソラン-二-イルメチル] -一H-一・二・四-トリアゾールの混合物 (別名プロピコナゾール)
 百九十九 三- [一- (三・五-ジクロロフェニル) -一-メチルエチル] -三・四-ジヒドロ-六-メチル-五-フェニル-二H-一・三-オキサジン-四-オン (別名オキサジクロメホン)
 二百 三- (三・四-ジクロロフェニル) -一-メトキシ-一-メチル尿素 (別名リニュロン)
 二百一 二・四-ジクロロフェノキシ酢酸 (別名二・四-D又は二・四-P A)
 二百二 一・一-ジクロロ-一-フルオロエタン (別名HCFC-一四-b)
 二百三 二・三-ジクロロ-N-四-フルオロフェニルマレイミド (別名フルオルイミド)
 二百四 ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-二一)
 二百五 一・三-ジクロロ-二-プロパノール
 二百六 一・二-ジクロロプロパン
 二百七 一・三-ジクロロプロペン (別名D-D)
 二百八 ジクロロベンゼン
 二百九 二- [四- (二・四-ジクロロベンゾイル) -一・三-ジメチル-五-ピラゾリルオキシ] アセトフェノン (別名ピラゾキシフェン)
 二百十 四- (二・四-ジクロロベンゾイル) -一・三-ジメチル-五-ピラゾリル=四-トルエンスルホナート (別名ピラゾレート)
 二百十一 二・六-ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDB N)
 二百十二 ジクロロペンタフルオロプロパン (別名HCFC-二二五)
 二百十三 ジクロロメタン (別名塩化メチレン)
 二百十四 二- (二・四-ジクロロ-三-メチルフェノキシ) プロピオンアニリド (別名クロメプロップ)
 二百十五 二・三-ジシアノ-一・四-ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)

二百十六 N・N-ジシクロヘキシルアミン
 二百十七 ジシクロペンタジエン
 二百十八 一・三-ジチオラン-二-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別
 名イソプロチオラン)
 二百十九 ジチオリン酸O-二・四-ジクロロフェニル-O-エチル-S-
 プロピル (別名プロチオホス)
 二百二十 ジチオリン酸S- (二・三-ジヒドロ-五-メトキシ-二-オキ
 ソ-一・三・四-チアゾール-三-イル) メチル-O・O-ジメチル
 (別名メチダチオン又はDMTP)
 二百二十一 ジチオリン酸O・O-ジメチル-S-一・二-ビス (エトキシ
 カルボニル) エチル (別名マラソン又はマラチオン)
 二百二十二 ジチオリン酸O・O-ジメチル-S- [(N-メチルカルバモ
 イル) メチル] (別名ジメトエート)
 二百二十三 (三R・四S・五S・六R・七R・九R・一一R・一二R・
 一三S・一四R) -四- [(二・六-ジデオキシ-三-C-メチル-三-O-
 メチル-アルファ-L-リボ-ヘキソピラノシル) オキシ] -一四-エチル-
 一二・一三-ジヒドロキシ-七-メトキシ-三・五・七・九・一一・一三-
 ヘキサメチル-六- [[三・四・六-トリデオキシ-三- (ジメチルアミ
 ノ) -ベータ-D-キシロ-ヘキソピラノシル] オキシ] オキサシクロテト
 ラデカン-二・一-O-ジオン (別名クラリスロマイシン)
 二百二十四 ジデシル (ジメチル) アンモニウムの塩
 二百二十五 四ナトリウム=五・八-ビス (カルボジチオアト) -二・
 五・八・一一・一四-ペンタアザペンタデカンビス (ジチオアート)
 二百二十六 ジナトリウム=二・二'-ビニレンビス [五- (四-モルホリ
 ノ-六-アニリノ-一・三・五-トリアジン-二-イルアミノ) ベンゼンス
 ルホナート] (別名C I フルオレスセント二百六十)
 二百二十七 ジニトロトルエン
 二百二十八 二・四-ジニトロフェノール
 二百二十九 ジフェニルアミン
 二百三十 五・五-ジフェニル-二・四-イミダゾリジンジオン
 二百三十一 N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸二・三-ジ
 ヒドロ-二・二-ジメチル-七-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボスルフ
 アン)
 二百三十二 二・六-ジターシャリーブチル-四-クレゾール
 二百三十三 四- (二・二-ジフルオロ-一・三-ベンゾジオキソール-四
 -イル) -一H-ピロール-三-カルボニトリル (別名フルジオキソニル)
 二百三十四 N・N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル (別名
 プロスルホカルブ)
 二百三十五 一・二-ジブromoエタン (別名二臭化エチレン又はEDB)
 二百三十六 ジブromokロロメタン
 二百三十七 二・二-ジブromo-二-シアノアセトアミド
 二百三十八 ジブromotetraフルオロエタン (別名ハロン-二四〇二)
 二百三十九 二'・六'-ジブromo-二-メチル-四'-トリフルオロメトキシ-
 四-トリフルオロメチル-一・三-チアゾール-五-カルボキサニリド (別
 名チフルザミド)
 二百四十 ジベンジルエーテル

二百四十一 (R S) -O・S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオ
アート (別名アセフェート)

二百四十二 N・N-ジメチルアセトアミド

二百四十三 五-ジメチルアミノ-・二・三-トリチアン (別名チオシク
ラム)

二百四十四 (四S・四a R・五S・五a R・六S・一二a S) -四-
(ジメチルアミノ) -三・五・六・一〇・一二・一二a -ヘキサヒドロキ
シ-六-メチル-・一-ジオキソ-・四・四a・五・五a・六・一
-・一二a -オクタヒドロテトラセン-二-カルボキサミド (別名オキシテ
トラサイクリン)

二百四十五 ジメチルアミン

二百四十六 三- (三・三-ジメチルウレイド) フェニル=ターシャリー
ブチルカルバマート (別名カルブチレート)

二百四十七 (二E) -三・七-ジメチルオクター-二・六-ジエニル=アセ
タート (別名酢酸ゲラニル)

二百四十八 N・N-ジメチルオクタデシルアミン

二百四十九 三・七-ジメチルオクタン-三-オール

二百五十 ジメチルジスルフィド

二百五十一 二・二-ジメチル-二・三-ジヒドロ-・ベンゾフラン-七-
イル=N- [N- (二-エトキシカルボニルエチル) -N-イソプロピルス
ルフェナモイル] -N-メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ)

二百五十二 N・N-ジメチルドデシルアミン

二百五十三 N・N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド

二百五十四 ジメチル=二・二・二-トリクロロ-・ヒドロキシエチルホ
スホナート (別名トリクロルホン又はDEP)

二百五十五 一・一'-ジメチル-四・四'-ビピリジニウム=ジクロリド
(別名パラコート又はパラコートジクロリド)

二百五十六 ジメチル (一-フェニルエチル) ベンゼン

二百五十七 ジメチル=四・四'- (オルト-フェニレン) ビス (三-チオ
アロファナート) (別名チオフアネートメチル)

二百五十八 三・三-ジメチルブタン酸=三-メシチル-二-オキソ-・
オキサスピロ [四・四] ノナ-三-エン-四-イル (別名スピロメシフェ
ン)

二百五十九 (R S) -N- [二- (一・三-ジメチルブチル) -三-チエ
ニル] -一-メチル-三- (トリフルオロメチル) -一H-ピラゾール-四-
カルボキサミド (別名ペンチオピラド)

二百六十 N- (一・三-ジメチルブチル) -N'-フェニル-パラ-フェニ
レンジアミン

二百六十一 二'- [(R S) -一・三-ジメチルブチル] -五-フルオロ-
・三-ジメチルピラゾール-四-カルボキサニリド (別名ペンフルフェ
ン)

二百六十二 二・二-ジメチルプロパン酸= (E) -二- (四-ターシャリ
-ブチルフェニル) -二-シアノ-・ (一・三・四-トリメチルピラゾー
ル-五-イル) ビニル (別名シエノピラフェン)

二百六十三 N- (一・二-ジメチルプロピル) -N-エチルチオカルバミ
ン酸S-ベンジル (別名エスプロカルブ)

二百六十四 N・N-ジメチルホルムアミド

二百六十五 二・二—ジメチル—三—メチリデンビスクロ [二・二・一] ヘ
プタン (別名カンフェン)

二百六十六 N'— [一・一—ジメチル—二— (メチルスルホニル) エチル]
—三—ヨード—N— [二—メチル—四— [一・二・二・二—テトラフルオロー
— (トリフルオロメチル) エチル] フェニル] フタルアミド (別名フル
ベンジアミド)

二百六十七 一・二—ジメトキシエタン

二百六十八 アルファー (四・六—ジメトキシ—二—ピリミジニルカルバモ
イルスルファモイル) —オルト—トルイル酸メチル (別名ベンスルフロ
ンメチル)

二百六十九 (R S) —七— (四・六—ジメトキシピリミジン—二—イルチ
オ) —三—メチル—二—ベンゾフラン— (三H) —オン (別名ピリフタリ
ド)

二百七十 二— [(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ] —二—フェニル
酢酸エチル (別名フェントエート又はP A P)

二百七十一 三・五—ジョード—四—オクタノイルオキシベンゾニトリル
(別名アイオキシニル)

二百七十二 水銀及びその化合物

二百七十三 水素化テルフェニル

二百七十四 有機スズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシドを除
く。)

二百七十五 スチレン

二百七十六 セリウム及びその化合物

二百七十七 セレン及びその化合物

二百七十八 ダイオキシン類

二百七十九 タリウム及びその化合物

二百八十 炭化けい素

二百八十一 炭酸リチウム

二百八十二 二—チオキソ—三・五—ジメチルテトラヒドロ—二H—
三・五—チアジアジン (別名ダゾメット)

二百八十三 チオシアン酸銅 (I)

二百八十四 チオ尿素

二百八十五 チオリン酸O—四—シアノフェニル—O・O—ジメチル (別
名シアノホス又はC Y A P)

二百八十六 チオリン酸O・O—ジエチル—O— (二—イソプロピル—六—
メチル—四—ピリミジニル) (別名ダイアジノン)

二百八十七 チオリン酸O・O—ジエチル—O— (三・五・六—トリクロ
—二—ピリジル) (別名クロルピリホス)

二百八十八 チオリン酸O・O—ジエチル—O— (五—フェニル—三—イ
ソキサゾリル) (別名イソキサチオン)

二百八十九 チオリン酸O・O—ジメチル—O— (三—メチル—四—ニトロ
フェニル) (別名フェニトロチオン又はM E P)

二百九十 チオリン酸O・O—ジメチル—O— (三—メチル—四—メチルチ
オフェニル) (別名フェンチオン又はM P P)

二百九十一 チオリン酸S—ベンジル—O・O—ジイソプロピル (別名イ
プロベンホス又はI B P)

二百九十二 一・一' [(一R・二R・三S・四R・五R・六S) -四-
[[五-デオキシ-二-O- [二-デオキシ-二- (メチルアミノ) -アルフ
ァーL-グルコピラノシル] -三-C-ホルミル-アルファ- L-リキソフラ
ノシル] オキシ] -二・五・六-トリヒドロキシシクロヘキサシ-一・三-
ジイル] ジグアニジン (別名ストレプトマイシン)

二百九十三 (二R・三a S・五a R・五b S・九S・一三S・一四R・
一六a S・一六b R) -二- [(六-デオキシ-二・三・四-トリ-O-メチ
ル-アルファ- L-マンノピラノシル) オキシ] -一三- [[四- (ジメチ
ルアミノ) -二・三・四・六-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘ
キソピラノシル] オキシ] -九-エチル-一四-メチル-二・三・三a・五
a・五b・六・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一六a・一六b-テ
トラデカヒドロ- H-a s-インダセノ [三・二-d] オキサシクロドデ
シン-七・一五-ジオン (別名スピノシンA) 及び (二S・三a R・五a
S・五b S・九S・一三S・一四R・一六a S・一六b S) -二- [(六-
デオキシ-二・三・四-トリ-O-メチル-アルファ- L-マンノピラノシ
ル) オキシ] -一三- [[四- (ジメチルアミノ) -二・三・四・六-テト
ラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル] オキシ] -九-エ
チル-四・一四-ジメチル-二・三・三a・五a・五b・六・九・一〇・一
一・一二・一三・一四・一六a・一六b-テトラデカヒドロ- H-a s-
インダセノ [三・二-d] オキサシクロドデシン-七・一五-ジオン (別
名スピノシンD) の混合物 (別名スピノサド)

二百九十四 デカナール (別名デシルアルデヒド)

二百九十五 デカブロモジフェニルエーテル

二百九十六 一・三・五・七-テトラアザトリシクロ [三・三・一・一]
デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)

二百九十七 テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)

二百九十八 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は
TPN)

二百九十九 四・五・六・七-テトラクロロイソベンゾフラン-一 (三
H) -オン (別名フサライド)

三百 一・一・二・二-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)

三百一 テトラクロロエチレン

三百二 テトラヒドロフラン

三百三 テトラヒドロメチル無水フタル酸

三百四 テトラフルオロエチレン

三百五 二・二・三・三-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム (別
名テトラピオン又はフルプロパネートナトリウム塩)

三百六 二・三・五・六-テトラフルオロ-四-メチルベンジル= (Z) -
三- (二-クロロ-三・三・三-トリフルオロ-一-プロペニル) -二・二-
ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン)

三百七 テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド

三百八 三・七・九・一三-テトラメチル-五・一一-ジオキサ-二・八・
一四-トリチア-四・七・九・一二-テトラアザペンタデカ-三・一二-ジ
エン-六・一〇-ジオン (別名チオジカルブ)

三百九 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)

三百十 一 [(一R・二R・五S・七R) ー二・六・六・八ーテトラメチ
 ルトリシクロ [五・三・一・〇一・五] ウンデカー八ーエンー九ーイル] エ
 タノン
 三百十一 テルル及びその化合物
 三百十二 テレフタル酸
 三百十三 テレフタル酸ジメチル
 三百十四 銅水溶性塩 (錯塩を除く。)
 三百十五 ーードデカノール (別名ノルマルーードデシルアルコール)
 三百十六 ドデカンーーチオール
 三百十七 ニー (NーードデシルーN・Nージメチルアンモニオ) アセタート
 三百十八 ドデシル硫酸ナトリウム
 三百十九 ー・三・五ートリアジンー二・四・六ートリアミン (別名メラミ
 ン)
 三百二十 トリイソプロパノールアミン
 三百二十一 トリエチルアミン
 三百二十二 トリオクチルアミン
 三百二十三 ー・一・ートリクロロエタン
 三百二十四 ー・一・二トリクロロエタン
 三百二十五 トリクロロエチレン
 三百二十六 トリクロロトリフルオロエタン (別名CFCーー一三)
 三百二十七 トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)
 三百二十八 (三・五・六ートリクロロー二ーピリジル) オキシ酢酸 (別名
 トリクロピル)
 三百二十九 二・四・六ートリクロロフェノール
 三百三十 トリクロロフルオロメタン (別名CFCーー一)
 三百三十一 ー・二・三ートリクロロプロパン
 三百三十二 トリクロロベンゼン
 三百三十三 Nー (トリクロロメチルチオ) ー一・二・三・六ーテトラヒド
 ロフタルイミド (別名キャプタン)
 三百三十四 トリシクロ [五・二・一・〇二・六] デカー四ーエンー三ーイ
 ル=プロピオナート
 三百三十五 トリブチルアミン
 三百三十六 アルファ・アルファ・アルファートリフルオロー二・六ージニ
 トローN・Nージプロピルーパラートルイジン (別名トリフルラリン)
 三百三十七 トリブプロモメタン (別名ブプロホルム)
 三百三十八 トリメチルアミン
 三百三十九 トリメチル (オクタデシル) アンモニウムの塩
 三百四十 (E) ー四ー (二・六・六ートリメチルシクロヘキサーーエン
 ーーイル) ブター三ーエンー二ーオン
 三百四十一 N・N・Nートリメチルドデカンーーアミニウムの塩
 三百四十二 トリメチルベンゼン
 三百四十三 二・四・四ートリメチルペンターーエン及び二・四・四ート
 リメチルペンターー二エンの混合物
 三百四十四 トリメトキシー [三ー (オキシランー二ーイルメトキシ) プロ
 ピル] シラン
 三百四十五 トリレンジイソシアネート
 三百四十六 トルイジン

三百四十七 トルエン
 三百四十八 ナトリウム＝アルケンスルホナート（アルケンの炭素数が十四から十六までのもの及びその混合物に限る。）及びナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート（アルカンの炭素数が十四から十六までのもの及びその混合物に限る。）並びにこれらの混合物
 三百四十九 ナトリウム＝ α -オキソ γ -ラムダ五-ピリジン-2-チオラート
 三百五十 ナトリウム＝（ドデカノイルオキシ）ベンゼンスルホナート
 三百五十一 ナトリウム＝ α - α' -ビフェニル-2-オラート
 三百五十二 ナフタレン
 三百五十三 鉛及びその化合物
 三百五十四 ニッケル
 三百五十五 ニッケル化合物
 三百五十六 ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩
 三百五十七 オルト-ニトロアニリン
 三百五十八 パラ-ニトロクロロベンゼン
 三百五十九 ニトロベンゼン
 三百六十 ニトロメタン
 三百六十一 二硫化炭素
 三百六十二 α -ノナノール（別名ノルマル-ノニルアルコール）
 三百六十三 バナジウム化合物
 三百六十四 パラホルムアルデヒド
 三百六十五 ビス（アルキル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が十二、十四、十六、十八又は二十のもの及びその混合物に限る。）
 三百六十六 2・4-ビス（イソプロピルアミノ）-6-メチルチオ-1・3・5-トリアジン（別名プロメトリン）
 三百六十七 2・4-ビス（エチルアミノ）-6-メチルチオ-1・3・5-トリアジン（別名シメトリン）
 三百六十八 ビス（2-エチルヘキシル）＝（Z）-ブター-2-エンジオアート
 三百六十九 ビス（8-キノリノラト）銅（別名オキシ銅又は有機銅）
 三百七十 ビス（N・N-ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛（別名ジラム）
 三百七十一 ビス（N・N-ジメチルジチオカルバミン酸）N・N'-エチレンビス（チオカルバモイルチオ亜鉛）（別名ポリカーバメート）
 三百七十二 ビス（2-スルフィドピリジン-1-オラト）銅
 三百七十三 （T-4）-ビス〔2-（チオキソ-カップタ）-ピリジン-1-（2H）-オラト-カップタO〕亜鉛（II）
 三百七十四 ビス（2・2・6・6-テトラメチル-4-ピペリジル）＝セバケート
 三百七十五 ビス（トリブチルスズ）＝オキシド

三百七十六 N・N-ビス(二-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N・N-ビス(二-ヒドロキシエチル)オクタデカ-九-エンアミド及び(九Z・一二Z)-N・N-ビス(二-ヒドロキシエチル)オクタデカ-九・一二-ジエンアミド並びにこれらの混合物
 三百七十七 S・S-ビス(一-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)
 三百七十八 砒(ひ)素及びその無機化合物
 三百七十九 ヒドラジン
 三百八十 (一-ヒドロキシエタン-一・一-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
 三百八十一 ヒドロキノン
 三百八十二 四-ビニル-一-シクロヘキセン
 三百八十三 ビフェニル
 三百八十四 ピペラジン
 三百八十五 ピペロナール(別名ヘリオトロピン)
 三百八十六 ピリジン
 三百八十七 ピロカテコール(別名カテコール)
 三百八十八 ニ-フェニルフェノール
 三百八十九 N-フェニルマレイミド
 三百九十 フェニレンジアミン
 三百九十一 フェノール
 三百九十二 三-フェノキシベンジル=三-(二・二-ジクロロビニル)-二・二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)
 三百九十三 一・三-ブタジエン
 三百九十四 フタル酸ジオクチル
 三百九十五 フタル酸ジブチル
 三百九十六 フタル酸ビス(二-エチルヘキシル)
 三百九十七 フタル酸ブチル=ベンジル
 三百九十八 ニ-ターシャリーブチルアミノ-四-シクロプロピルアミノ-六-メチルチオ-一・三・五-トリアジン
 三百九十九 ニ-ターシャリーブチルイミノ-三-イソプロピル-五-フェニルテトラヒドロ-四H-一・三・五-チアジアジン-四-オン(別名ブプロフェジン)
 四百 ターシャリーブチル=二-エチルペルオキシヘキサノアート
 四百一 N-ターシャリーブチル-N'(四-エチルベンゾイル)-三・五-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)
 四百二 N-[一-(N-ブチルカルバモイル)-一H-二-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)
 四百三 ブチル=(R)-二-[四-(四-シアノ-二-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)
 四百四 一-ターシャリーブチル-三-(二・六-ジイソプロピル-四-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)
 四百五 ニ-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート
 四百六 四-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート

四百七 五-ターシャリーブチル-三- (二・四-ジクロロ-五-イソプロポキシフェニル) -一・三・四-オキサジアゾール-二 (三H) -オン (別名オキサジアゾン)
 四百八 一- (五-ターシャリーブチル-一・三・四-チアジアゾール-二-イル) -一・三-ジメチル尿素 (別名テブチウロン)
 四百九 二- (四-ターシャリーブチルフェニル) -二-シアノ-三-オキシ-三- (二-トリフルオロメチルフェニル) プロパン酸=二-メトキシエチル (別名シフルメトフェン)
 四百十 三- (四-ターシャリーブチルフェニル) プロパナール
 四百十一 三- (四-ターシャリーブチルフェニル) -二-メチルプロパナール
 四百十二 二-ターシャリーブチルフェノール
 四百十三 二- (四-ターシャリーブチルフェノキシ) シクロヘキシル=二-プロピニル=スルフィット (別名プロパルギット又はB P P S)
 四百十四 ふっ化水素及びその水溶性塩
 四百十五 二-ブテナール
 四百十六 二-ターシャリーブトキシエタノール
 四百十七 N-ブトキシメチル-二-クロロ-二'・六'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)
 四百十八 フルフラール
 四百十九 N・N'-プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合物 (別名プロピネブ)
 四百二十 ブロモクロロジフルオロメタン (別名ハロン-一二-一)
 四百二十一 四-ブロモ-二- (四-クロロフェニル) -一-エトキシメチル-五- (トリフルオロメチル) ピロール-三-カルボニトリル (別名クロルフェナピル)
 四百二十二 三-ブロモ-N- [四-クロロ-二-メチル-六- (メチルカルバモイル) フェニル] -一- (三-クロロピリジン-二-イル) -一-H-ピラゾール-五-カルボキサミド (別名クロラントラニリプロール)
 四百二十三 ブロモジクロロメタン
 四百二十四 ブロモトリフルオロメタン (別名ハロン-一三〇-一)
 四百二十五 五-ブロモ-三-セカンダリーブチル-六-メチル-一・二・三・四-テトラヒドロピリミジン-二・四-ジオン (別名ブロマシル)
 四百二十六 三- (三-ブロモ-六-フルオロ-二-メチルインドール-一-イルスルホニル) -N・N-ジメチル-一・二・四-トリアゾール-一-スルホンアミド (別名アミスルブロム)
 四百二十七 一-ブロモプロパン
 四百二十八 二-ブロモプロパン
 四百二十九 ブロモメタン (別名臭化メチル)
 四百三十 六・七・八・九・一〇・一〇-ヘキサクロロ-一・五・五a・六・九・九a-ヘキサヒドロ-六・九-メタノ-二・四・三-ベンゾジオキサチエピン=三-オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
 四百三十一 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド
 四百三十二 ヘキサヒドロ-一・三・五-トリス (二-ヒドロキシエチル) -一・三・五-トリアジン
 四百三十三 四・六・六・七・八・八-ヘキサメチル-一・三・四・六・七・八-ヘキサヒドロシクロペンタ [g] イソクロメン

四百三十四	ヘキサメチレンジアミン
四百三十五	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート
四百三十六	ヘキサン
四百三十七	ヘキサンジヒドラジド
四百三十八	ヘキシル＝二－ヒドロキシベンゾアート
四百三十九	一－ヘキセン
四百四十	ベタナフトール
四百四十一	一・四・五・六・七・八・八－ヘプタクロロ－二・三－エポキシ－二・三・三a・四・七・七a－ヘキサヒドロ－四・七－メタノー－H－インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）
四百四十二	ヘプタン
四百四十三	五－ヘプチルオキシラン－二－オン
四百四十四	ベリリウム及びその化合物
四百四十五	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩
四百四十六	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
四百四十七	ペルフルオロ（オクタン－一－スルホン酸）（別名PFOS）
四百四十八	ベンジリジン＝トリクロリド
四百四十九	二－ベンジリデンオクタナール
四百五十	ベンジル＝クロリド（別名塩化ベンジル）
四百五十一	ベンズアルデヒド
四百五十二	ベンゼン
四百五十三	一・二・四－ベンゼントリカルボン酸一・二－無水物
四百五十四	三－（一・三－ベンゾジオキソール－五－イル）－二－メチルプロパナール
四百五十五	二－（二－ベンゾチアゾリルオキシ）－N－メチルアセトアニリド（別名メフェナセット）
四百五十六	ベンゾフェノン
四百五十七	ペンタクロロフェノール
四百五十八	ほう素化合物
四百五十九	ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
四百六十	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。）
四百六十一	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が八のものに限る。）
四百六十二	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が九のものに限る。）
四百六十三	ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム
四百六十四	ホルムアルデヒド
四百六十五	マンガン及びその化合物
四百六十六	無水酢酸
四百六十七	無水フタル酸
四百六十八	メタクリル酸
四百六十九	メタクリル酸メチル
四百七十	（Z）－二－メチルアセトフェノン＝四・六－ジメチル－二－ピリミジニルヒドラゾン（別名フェリムゾン）

四百七十一 メチル＝イソチオシアネート
 四百七十二 メチルイソブチルケトン
 四百七十三 メチル＝二－（三－オキソ－二－ペンチルシクロペンチル）アセタート
 四百七十四 二－[メチル－[（Z）－オクタデカ－九－エノイル] アミノ] 酢酸（別名オレオイルザルコシン）
 四百七十五 N－メチルカルバミン酸二・三－ジヒドロ－二・二－ジメチル－七－ベンゾ[b]フラニル（別名カルボフラン）
 四百七十六 N－メチルカルバミン酸一－ナフチル（別名カルバリル又はNAC）
 四百七十七 N－メチルカルバミン酸二－セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
 四百七十八 メチル＝（E）－二－[二－[六－（二－シアノフェノキシ）ピリミジン－四－イルオキシ]フェニル]－三－メトキシアクリラート（別名アゾキシストロビン）
 四百七十九 N－メチルジチオカルバミン酸（別名カーバム）
 四百八十 N－メチルジチオカルバミン酸ナトリウム（別名メタムナトリウム塩）
 四百八十一 N－メチルジデカン－一－イルアミン
 四百八十二 アルファ－メチルスチレン
 四百八十三 二－メチルチオ－四－エチルアミノ－六－（一・二－ジメチルプロピルアミノ）－s－トリアジン（別名ジメタメトリン）
 四百八十四 メチル＝ドデカノアート
 四百八十五 （E）－三－メチル－四－（二・六・六－トリメチルシクロヘキサ－二－エン－一－イル）ブタ－三－エン－二－オン
 四百八十六 メチルナフタレン
 四百八十七 （RS）－一－メチル－二－ニトロ－三－（テトラヒドロ－三－フリルメチル）グアニジン（別名ジノテフラン）
 四百八十八 三－メチルピリジン
 四百八十九 N－メチル－二－ピロリドン
 四百九十 二－メチルプロパン－二－チオール
 四百九十一 メチル＝ベンゾイミダゾール－二－イルカルバマート（別名カルベンダジム）
 四百九十二 三－メチルペンタ－三－エン－二－オンと三－メチリデン－七－メチルオクタ－一・六－ジエンの反応生成物であって、一－（二・三・八・八－テトラメチル－一・二・三・四・五・六・七・八－オクタヒドロ－二－ナフチル）エタノン、一－（二・三・八・八－テトラメチル－一・二・三・四・六・七・八・八a－オクタヒドロ－二－ナフチル）エタノン及び一－（二・三・八・八－テトラメチル－一・二・三・五・六・七・八・八a－オクタヒドロ－二－ナフチル）エタノンの混合物を八十重量パーセント以上含有するもの
 四百九十三 二－メチル－N－[三－（一－メチルエトキシ）フェニル]ベンズアミド（別名メプロニル）
 四百九十四 S－メチル－N－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミダート（別名メソミル）

四百九十五	メチル＝（E）－メトキシイミノ－〔二－〔〔〔〔（E）－ －〔三－（トリフルオロメチル）フェニル〕エチリデン〕アミノ〕オキ シ〕メチル〕フェニル〕アセタート（別名トリフロキシストロビン）
四百九十六	メチル＝（E）－メトキシイミノ〔二－（オルト－トリルオキ シメチル）フェニル〕アセタート（別名クレソキシムメチル）
四百九十七	四・四'－メチレンジアニリン
四百九十八	メチレンビス（四・一－フェニレン）＝ジイソシアネート
四百九十九	三－メトキシアニリン
五百	（E）－二－メトキシイミノ－N－メチル－二－（二－フェノキシフェ ニル）アセトアミド（別名メトミノストロビン）
五百一	二－（二－メトキシエトキシ）エタノール
五百二	三－メトキシカルボニルアミノフェニル＝三'－メチルカルバニラ ート（別名フェンメディファム）
五百三	N－（六－メトキシ－二－ピリジル）－N－メチルチオカルバミン 酸O－三－ターシャリーブチルフェニル（別名ピリブチカルブ）
五百四	一－メトキシ－二－（二－メトキシエトキシ）エタン
五百五	モリブデン及びその化合物
五百六	硫化（二・四・四－トリメチルペンテン）
五百七	硫酸ジメチル
五百八	りん化アルミニウム
五百九	りん酸ジブチル＝フェニル
五百十	りん酸ジメチル＝二・二－ジクロロビニル（別名ジクロルボス又 はDDVP）
五百十一	りん酸トリス（二－エチルヘキシル）
五百十二	りん酸トリス（二－クロロエチル）
五百十三	りん酸トリトリル
五百十四	りん酸トリフェニル
五百十五	りん酸トリブチル

備考

- 一 この表において「数平均分子量」とは、日本産業規格K七二五二一一に定める数平均分子量をいう。
- 二 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。

別表第二（第二条関係）

一	アクリル酸二－ヒドロキシエチル
二	アクリル酸二－ヒドロキシプロピル
三	一－アミノ－九・一〇－アントラキノン
四	二－アミノ－三－クロロ－一・四－ナフトキノン（別名ACN）
五	イソプロピルアンモニウム＝（RS）－二－（四－イソプロピル－四－メチル－ 五－オキソ－二－イミダゾリン－二－イル）ニコチナート（別名イマザピル又はイマ ザピルイソプロピルアミン塩）
六	二－イミダゾリジンチオン
七	一・一'－〔イミノジ（オクタメチレン）〕ジグアニジン（別名イミノクタジ ン）

- 八 エチルメチルケトンペルオキシド
- 九 六-エトキシ-1,2-ジヒドロ-2,2,4-トリメチルキノリン (別名エトキシキン)
- 十 1,2-エポキシ-3- (トリルオキシ) プロパン
- 十一 2,3-エポキシ-1-プロパノール
- 十二 エマメクチン安息香酸塩 (別名エマメクチンB-a 安息香酸塩及びエマメクチンB-b 安息香酸塩の混合物)
- 十三 塩化ベンゾイル
- 十四 オクタン
- 十五 オクタン-1-チオール
- 十六 (2-クロロエチル) トリメチルアンモニウム=クロリド
- 十七 クロロシクロヘキサン
- 十八 (R S) -1- [3-クロロ-4- (1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル] -3- (2,6-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名ノバルロン)
- 十九 1- [4- [2-クロロ-4- (トリフルオロメチル) フェノキシ] -2-フルオロフェニル] -3- (2,6-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名フルフェノクスロン)
- 二十 オルトクロロトルエン
- 二十一 パラクロロトルエン
- 二十二 (E) -N- [(6-クロロ-3-ピリジル) メチル] -N-エチル-N'-メチル-2-ニトロエテン-1,1-ジアミン (別名ニテンピラム)
- 二十三 (R S) -2- [2- (3-クロロフェニル) -2,3-エポキシプロピル] -2-エチルインダン-1,3-ジオン (別名インダノファン)
- 二十四 (四R S・五R S) -5- (4-クロロフェニル) -N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)
- 二十五 N- (4-クロロフェニル) -1-シクロヘキセン-1,2-ジカルボキサミド (別名クロルフタリム)
- 二十六 1- (4-クロロフェニル) -3- (2,6-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名ジフルベンズロン)
- 二十七 4- [3- (4-クロロフェニル) -3- (3,4-ジメトキシフェニル) アクリロイル] モルホリン (別名ジメトモルフ)
- 二十八 2- (4-クロロフェニル) -2- (1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル) ヘキサンニトリル (別名ミクロブタニル)
- 二十九 4-クロロフェニル=2,4,5-トリクロロフェニル=スルホン (別名テトラジホン)
- 三十 (R S) -4- (4-クロロフェニル) -2-フェニル-2- (1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル) ブチロニトリル (別名フェンブコナゾール)
- 三十一 [2- [3- (4-クロロフェニル) プロピル] -2,4,4-トリメチル-1,3-オキサゾリジン-3-イル] (1H-イミダゾール-1-イル) メタノン
- 三十二 3-クロロ-1,2-プロパンジオール
- 三十三 3-クロロ-2-メチル-1-プロペン
- 三十四 (5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル) (2,3,4-トリメトキシ-6-メチルフェニル) メタノン (別名ピリオフェノン)
- 三十五 酢酸ベンジル
- 三十六 シアナミド

三十七 (R S) - ニーシアノ-N- [(R) - (二・四-ジクロロフェニル) エチル] - 三・三-ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット)
 三十八 (R S) - アルファーシアノ-三-フェノキシベンジル=N- (二クロロアルファ・アルファ・アルファートリフルオロパラートリル) -D-バリナート (別名フルバリネート)
 三十九 アルファーシアノ-三-フェノキシベンジル=三- (二・二-ジクロロビニル) -二・二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シペルメトリン)
 四十 (S) - アルファーシアノ-三-フェノキシベンジル= (一R・三S) -二・二-ジメチル-三- (一・二・二・二-テトラブromoエチル) シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン)
 四十一 (R S) - アルファーシアノ-三-フェノキシベンジル=二・二・三・三-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)
 四十二 アルファーシアノ-四-フルオロ-三-フェノキシベンジル=三- (二・二-ジクロロビニル) -二・二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シフルトリン)
 四十三 - [二- (シクロプロピルカルボニル) アニリノスルホニル] -三- (四・六-ジメトキシピリミジン-ニ-イル) 尿素 (別名シクロスルファムロン)
 四十四 四-シクロプロピル-六-メチル-N-フェニルピリミジン-ニ-アミン (別名シプロジニル)
 四十五 N- (シクロヘキシルチオ) フタルイミド
 四十六 - (三・五-ジクロロ-二・四-ジフルオロフェニル) -三- (二・六-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名テフルベンズロン)
 四十七 一・三-ジクロロ-五・五-ジメチルイミダゾリジン-二・四-ジオン
 四十八 N- (二・三-ジクロロ-四-ヒドロキシフェニル) -一-メチルシクロヘキサンカルボキサミド (別名フェンヘキサミド)
 四十九 (R S) -二- (二・四-ジクロロフェニル) -三- (一H-一・二・四-トリアゾール-一-イル) プロピル=一・一・二・二-テトラフルオロエチル=エーテル (別名テトラコナゾール)
 五十 (R S) -一- [二・五-ジクロロ-四- (一・一・二・三・三・三-ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル] -三- (二・六-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名ルフェヌロン)
 五十一 N・N-ジシクロヘキシル-二-ベンゾチアゾールスルフェンアミド
 五十二 ジチオリン酸O・O-ジエチル-S- (二-エチルチオエチル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン)
 五十三 ジナトリウム=四-アミノ-三- [四'- (二・四-ジアミノフェニルアゾ) -一・一'-ビフェニル-四-イルアゾ] -五-ヒドロキシ-六-フェニルアゾ-二・七-ナフタレンジスルホナート (別名C I ダイレクトブラック三十八)
 五十四 [三- (四・五-ジヒドロイソオキサゾール-三-イル) -四-メシル-二-メチルフェニル] (五-ヒドロキシ-一-メチルピラゾール-四-イル) メタノン
 五十五 ジフェニルエーテル
 五十六 一・三-ジフェニルグアニジン
 五十七 二'・四'-ジフルオロ-二- (三-トリフルオロメチルフェノキシ) ニコチンアニリド
 五十八 N・N-ジメチルアニリン
 五十九 三・七-ジメチルオクタ-一・六-ジエン-三-イル=アセタート (別名酢酸リナリル)

六十 (E) -三・七-ジメチルオクタ-二・六-ジエン-オール (別名ゲラニオール)

六十一 S・S'-ジメチル=二-ジフルオロメチル-四-イソブチル-六-トリフルオロメチルピリジン-三・五-ジカルボチオアート (別名ジチオピル)

六十二 N・N-ジメチルテトラデカン-アミン

六十三 (RS) -N- [二- (三・五-ジメチルフェノキシ) -メチルエチル] -六- (一-フルオロ-メチルエチル) -一・三・五-トリアジン-二・四-ジアミン (別名トリアジフラム)

六十四 二・二-ジメチルブタン酸=三- (二・四-ジクロロフェニル) -二-オキソ-オキサスピロ [四・五] デカ-三-エン-四-イル (別名スピロジクロフェン)

六十五 臭素

六十六 臭素酸の水溶性塩

六十七 チオリン酸O-四-ブロモ-二-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロフェノホス)

六十八 デカヒドロナフタレン

六十九 三・六・九-トリアザウンデカン-一・一-ジアミン (別名テトラエチレンペンタミン)

七十 トリエチレンテトラミン

七十一 一・三・五-トリス (二・三-エポキシプロピル) -一・三・五-トリアジン-二・四・六 (一H・三H・五H) -トリオン

七十二 一・三・五-トリス [三- (ジメチルアミノ) プロピル] ヘキサヒドロ-一・三・五-トリアジン

七十三 二・四・六-トリニトロトルエン

七十四 二・四・六-トリブロモフェノール

七十五 (一R・二R・四R) -一・七・七-トリメチルビシクロ [二・二・一] ヘプタン-二-イル=アセタート及び (一S・二S・四S) -一・七・七-トリメチルビシクロ [二・二・一] ヘプタン-二-イル=アセタートの混合物 (別名イソボルニル=アセタート)

七十六 三・五・五-トリメチル-ヘキサノール

七十七 トルエンジアミン

七十八 二アクリル酸ヘキサメチレン

七十九 ニトロエタン

八十 オルト-ニトロトルエン

八十一 ノナン

八十二 二・二-ビス (ブロモメチル) プロパン-一・三-ジオール (別名ジブロモネオペンチルグリコール)

八十三 ビス (一-メチル-フェニルエチル) =ペルオキシド

八十四 ビス (りん酸) 三亜鉛

八十五 四-ヒドロキシ安息香酸プロピル (別名パラオキシ安息香酸プロピル)

八十六 二-ヒドロキシ安息香酸 (Z) -三-ヘキセニル

八十七 四-ヒドロキシ安息香酸メチル

八十八 二-ビニルピリジン

八十九 二-フェノキシエチル=イソブチレート

九十 フェノチアジン

九十一 ブタ-二-イン-一・四-ジオール

九十二 フタル酸ジアリル

九十三 フタル酸ジイソブチル
 九十四 フタル酸ジエチル
 九十五 フタル酸ジトリデシル
 九十六 N-ブチル-N-エチル-アルファ・アルファ・アルファートリフルオロ-
 二・六-ジニトロ-パラ-トルイジン (別名ベスロジン又はベンフルラリン)
 九十七 ブチル-二・三-エポキシプロピルエーテル
 九十八 三- (五-ターシャリーブチル-一・二-オキサゾール-三-イル) -一・一-
 ジメチル尿素 (別名イソウロン)
 九十九 N-ブチルカルバミド酸=三-ヨード-二-プロピニル
 百 三-ターシャリーブチル-五-クロロ-六-メチルウラシル (別名ターバシル)
 百一 五-ターシャリーブチル-三- [二・四-ジクロロ-五- (プロパ-二-イン-
 -一-イルオキシ) フェニル] -一・三・四-オキサジアゾール-二 (三H) -オン
 (別名オキサジアルギル)
 百二 一- (四-ターシャリーブチル-二・六-ジメチル-三・五-ジニトロフェニ
 ル) エタノン
 百三 ターシャリーブチル=四- [[[(一・三-ジメチル-五-フェノキシ-四-ピ
 ラゾリル) メチリデン] アミノオキシ] メチル] ベンゾアート (別名フェンピロキ
 シメート)
 百四 一-ターシャリーブチル-一- (三・五-ジメチルベンゾイル) -二- (三-メ
 トキシ-二-メチルベンゾイル) ヒドラジン (別名メトキシフェノジド)
 百五 ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド
 百六 四-ターシャリーブチルフェノール
 百七 二-ターシャリーブチル-五- (四-ターシャリーブチルベンジルチオ) -四-
 クロロ-三 (二H) -ピリダジノン (別名ピリダベン)
 百八 N- (四-ターシャリーブチルベンジル) -四-クロロ-三-エチル-一-メチ
 ルピラゾール-五-カルボキサミド (別名テブフェンピラド)
 百九 N- (ターシャリーブチル) -二-ベンゾチアゾールスルフェンアミド
 百十 フラン
 百十一 四'-フルオロ-N-イソプロピル-二- (五-トリフルオロメチル-一・
 三・四-チアジアゾール-二-イルオキシ) アセトアニリド (別名フルフェナセッ
 ト)
 百十二 五-プロパン-一-イル-六- (二・五・八-トリオキサドデカン-一-イル)
 -一・三-ベンゾジオキソール (別名ピペロニルブトキシド)
 百十三 三-ブロモ-一- (三-クロロピリジン-二-イル) -N- [四-シアノ-二-
 メチル-六- (メチルカルバモイル) フェニル] -一-H-ピラゾール-五-カルボキ
 サミド (別名シアントラニリプロール)
 百十四 ヘキサフルオロプロペン
 百十五 ヘキサン酸エチル (別名カプロン酸エチル)
 百十六 二-ベンジリデンヘプタナール
 百十七 ベンゼン-一・二・四・五-テトラカルボン酸
 百十八 ホルムアミド
 百十九 無水マレイン酸
 百二十 メタクリル酸二・三-エポキシプロピル
 百二十一 メタクリル酸ブチル
 百二十二 メチル=三-クロロ-五- (四・六-ジメトキシ-二-ピリミジニルカル
 バモイルスルファモイル) -一-メチルピラゾール-四-カルボキシラート (別名ハ
 ロスフロンメチル)

百二十三 三－メチル－一・五－ジ（二・四－キシリル）－一・三・五－トリアザペ
 ンター－一・四－ジエン（別名アミトラズ）
 百二十四 二－（四－メチルシクロヘキサ－三－エン－一－イル）プロパン－二－イル
 ＝アセタート（別名酢酸テルピニル）
 百二十五 六－メチル－一・三－ジチオロ〔四・五－b〕キノキサリン－二－オン
 百二十六 四－メチル－二・四－ジフェニルペンター－一－エン
 百二十七 メチル－N'・N'－ジメチル－N－〔（メチルカルバモイル）オキシ〕－一
 －チオオキサミデート（別名オキサミル）
 百二十八 二－メチル－N－〔四－ニトロ－三－（トリフルオロメチル）フェニル〕
 プロパンアミド（別名フルタミド）
 百二十九 一－メチル－一－フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド
 百三十 七－メチル－三－メチレンオクター－一・六－ジエン（別名ミルセン）
 百三十一 二－メルカプトエタノール
 百三十二 二－メルカプトベンゾチアゾール
 百三十三 ラクトニトリル
 百三十四 硫酸ジエチル